## 答申

第1 山口県情報公開審査会(以下「審査会」という。)の結論

山口県警察本部長(以下「実施機関」という。)が平成30年(2018年)9月18日付け山口生人第232号で行った公文書の部分開示決定(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

1 公文書の開示請求

審査請求人は、平成30年8月28日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例 (平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。)第6条の規定により、「児童 虐待の疑いに関する通告山口県警察○○警察署長名平成○○年○月○○日付○○○○ 第○○号」の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

2 公文書の特定

実施機関は、本件請求に係る公文書として、「児童通告書(平成○○年○月○○日付け、○○○○第○○号)」(以下「本件公文書」という。)を特定した。

3 実施機関の処分

実施機関は、本件処分を行うとともに、その旨を審査請求人に通知した。

4 審查請求

審査請求人は、本件処分を不服として、平成30年10月4日付けで行政不服審査法 (平成26年法律第68号)第2条の規定に基づく審査請求を行った。

5 補正命令

実施機関は、審査請求について要件審査を行い、一部要件を欠くとして、行政不服審 査法第23条の規定に基づく補正命令を行った。

6 補正書の提出

審査請求人は、補正命令に対し指定期間内に補正を行った。

#### 第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

「別紙2処遇意見」条例第11条第6号(行政運営情報)について、非開示の処分を取り消し、全文の開示を求める。

2 審査請求の理由

(省略)

3 実施機関の理由説明に対する意見

(省略)

#### 第4 実施機関の説明要旨

(省略)

#### 第5 審査会の判断

#### 1 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、警察において、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合に、 取扱警察署が管轄する児童相談所に対し、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第 25条の規定に基づき通告を行う場合に作成する文書であり、実施機関の職員が職務上 作成した文書であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機 関が保有しているものであることから、条例第2条第2項に規定する「公文書」に該当 する。

#### 2 条例第11条について

## (1) 第2号について

条例第11条は、実施機関は、第2号に規定する「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲が明確でないので、明白にプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて個人に関する情報を原則的に非開示とすることを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの及び公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号イから二までに規定する情報については、開示することとされている。

#### (2) 第6号について

条例第11条は、実施機関は、第6号に規定する「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り等の計画又は実施細目、争訟又は交渉の方針その他の事務又は事業に関する情報であって、当該事務又は事業の性質上、公開することにより、当該事務若しくは事業の実施の目的を失わせ、又は当該事務若しくは事業の円滑な実施を著しく困難にするおそれがあるもの」は開示をしないことができるとしている。

ここで、「検査、監査、取締り等の計画又は実施細目」とは、立入検査、指導監査、漁業取締り、税務調査、各種の監視・巡視等の事務又は事業における計画やその方針、内容等の情報をいい、「その他の事務又は事業に関する情報」とは、県の機関又は国等の機関が行う一切の事務又は事業に関する情報をいい、「円滑な実施を著しく困難にする」とは、経費が著しく増大し、又は実施の時期が大幅に遅れること、反復継続される同種の事務又は事業の実施が著しく困難になることなどをいうとされており、実施の目的を失わせる情報の具体例としては、漁業法、食品衛生法、建築基準法等の違反に対する取締りに関する情報や社会福祉施設の指導監査に関する調査書などが考えられている。

なお、「著しく困難にするおそれ」があるかどうかについては、実施機関の裁量をできるだけ限定しようとする趣旨から、単なる「困難」では足りず、また、「おそれ」の有無及び程度についても客観的、具体的に判断しなければならず、適用に当たっては、「原則開示」の趣旨を踏まえて、いたずらに拡大解釈するなど恣意的な運用を行うことのないよう十分留意しなければならないとしている。

- 3 非開示情報該当性について
  - (1) 決裁欄の印影及び担当者の官職氏名欄の氏名

本件公文書をインカメラ審理により実際に見分したところ、決裁欄及び担当者の官職氏名欄のうち実施機関が非開示とした部分に、警部補以下の階級にある警察職員の印影及び氏名が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものに該当し、同号イから二までに該当しないことから、非開示が妥当である。

(2) 児童の氏名欄、生年月日欄、職業・学校・学年欄、住居欄、保護者の氏名欄、生年 月日欄、職業欄、児童との続柄欄、住居欄、所持金品等の品目及び数量並びにそれに 対する措置欄、備考欄(以下「児童の氏名欄等」という。)

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、児童の氏名欄等の実施機関が非開示とした部分に、児童及び保護者の氏名等が記載されていることを確認した。

これらの情報は、いずれも、条例第11条第2号に規定する個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであり、かつ同号イから二までに該当しないことから、非開示が妥当である。

(3) 担当者の官職氏名欄の警察電話の内線番号

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、担当者の官職氏名欄のうち実施機関が非開示とした部分に、警察電話の内線番号が記載されていることを確認した。

そもそも情報公開制度においては、何人にも公文書の開示を請求する権利を認めていることから、実施機関が非開示事項に該当するかどうかを判断するに当たっては、 開示を求める目的、公文書に記録されている情報と請求者の関係の有無等、開示の請求者の属性に関することは斟酌しないものと考えるべきである。

このため、審査会においては、開示の請求者の属性に関係なく、実施機関が行った 決定に対する妥当性を判断しているところであり、当該情報は、その性質に鑑み、一 般的に考えれば、開示することにより、警察に対して反発や反感を抱いている者から、 業務妨害を目的とした当該内線電話番号に対する電話を受けることで業務の停滞につ ながるなど、警察電話における通信の正常かつ能率的な運営に影響が及び、通常業務 における連絡、突発重要犯罪や緊急事態への対応等、警察業務の円滑な遂行を著しく 困難にするおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報である と認められる。

したがって、当該情報は、条例第11条第6号に該当することから、非開示が妥当である。

## (4) 別紙 1通告理由及び2処遇意見の全文

本件公文書をインカメラ審理によって実際に見分したところ、実施機関が非開示とした部分に、児童の家族の氏名、年齢、家族構成、警察が通告をするに至るまでの児童を取巻く家庭状況、児童及び家族への警察の対応、現認した児童の様子や、それに対する警察としての所見や処遇方針等が記録されていることを確認した。

これらの情報は、その性質に鑑み、一般的に考えれば、開示することにより、児童虐待に係る聴取内容及び対応が明らかとなり、関係者からの警察への信頼を損ね、無用な誤解を生み、今後必要な証言が得られなくなるなど児童虐待対策業務の円滑な推進に著しい支障を及ぼすおそれがあり、また、児童相談所や警察等による虐待の事実の調査、確認に際し、関係者が事前に対抗措置を図り、児童に対して虐待事実を否定するよう圧力をかけるなど、事実を隠蔽し、当該事案の緊急性・切迫性を判断する上で警察の正確な事実把握を困難にして児童の安全確保及び児童虐待対策業務に著しい支障を及ぼすと実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められる。

したがって、これらの情報は、条例第11条第6号に該当することから、同条第2号について判断するまでもなく、非開示が妥当である。

#### 4 その他

なお、審査請求人は、実施機関が作成した文書及び対応等について、審査請求書及び 反論書で種々述べているが、審査会は、条例に基づく実施機関の決定について判断すべ きものと考えており、その判断に直接関係しない主張の適否については、判断するとこ ろではない。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

## 第6 審査会の審査経過等

別紙のとおり

## 別紙

# 審査会の審査経過等

年 月 日	経過
平成30年12月19日	実施機関の上級行政庁である山口県公安委員会から諮問を受けた。
令和元年11月12日	事案の審議を行った。
令和2年1月21日	事案の審議を行った。
令和2年3月19日	事案の審議を行った。
令和2年6月9日	事案の審議を行った。
令和2年7月21日	事案の審議を行った。
令和2年9月17日	事案の審議を行った。
令和2年12月21日	事案の審議を行った。
令和3年2月9日	事案の審議を行った。
令和3年3月23日	事案の審議を行った。

# 山口県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名				役 職 名	備考
井	竿	富	雄	山口県立大学教授	
石	原	詠美子		弁護士	
沖	本		浩	弁護士	会長
髙	松	惠	子	司法書士	会長職務代理者
水	谷	芳	昭	公認会計士	

(令和3年3月23日現在)